

青森県介護現場課題解決会議設置要綱

(設置)

第1 青森県における介護現場の課題解決、生産性向上等に取り組むため、関係団体と協力し、地域における課題や取組等を踏まえた事業を推進するため、青森県介護現場課題解決会議「以下「課題解決会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 課題解決会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 介護サービスの質の維持・向上、介護人材の定着・確保等、地域における介護現場の課題に即した対応方針を策定すること。
- (2) 対応方針に基づき、支援の内容や事業所について協議すること。
- (3) 介護事業所の生産性向上に係る取組の推進に関する情報共有、意見交換、連携及び協議すること。
- (4) 介護人材確保・定着等に関する意見を交換すること。

(組織等)

第3 課題解決会議は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、青森県健康福祉部高齢福祉保険課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる関係団体から推薦された者について知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4 課題解決会議は、高齢福祉保険課長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第5 課題解決会議の庶務は、青森県健康福祉部高齢福祉保険課において行う。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、課題解決会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月21日から施行する。

(別表)

公益社団法人青森県老人福祉協会
公益社団法人青森県老人保健施設協会
公益社団法人日本認知症グループホーム協会青森県支部
公益社団法人青森県介護支援専門員協会
一般社団法人青森県介護福祉士会
青森県ホームヘルパー連絡協議会
社会福祉法人青森県社会福祉協議会
公益社団法人青森県医師会
学識経験者